平成２９年（フ）第１２３号
佐賀県杵島郡大町町大字大町5155番地10
債務者　本山　敬三
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第４９２号
鹿児島県鹿児島市西千石町12番12号　ＫＡＺＵＫＩ．ＢＬＤ401号
債務者　島崎　愛子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第７４号
岩手県奥州市胆沢区小山字上長根54番地１
債務者　遠藤　勝弘
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第７９号
岩手県奥州市水沢区字桜屋敷65番地５
債務者　千葉　栄輝
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第３９号
秋田県大館市字鉄砲場203番地３コーポブライトＢ－３
債務者　三浦　　香
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第３１号
秋田県仙北市角館町上菅沢２番地12、前住所神奈川県小田原市南鴨宮１丁目15番地11―103号
債務者　高橋　智子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第４５号
秋田県大仙市大曲戸巻町３番57―14号　ハイネスとまき１－２号室
債務者　大瀧　愛弓
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第２２１号
三重県鈴鹿市南玉垣町6517番地の７　川本マンション402
債務者　シルバ　キヨイ　デメソン　トシミこと　ＳＩＬＶＡ　ＫＩＹＯＩ　ＤＥＭＥＳＯＮ　ＴＯＳＨＩＭＩ
1　決定年月日時　平成29年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０７４号
京都市伏見区久我石原町４番地13　オリージャフロール　302号
債務者　和田野亜矢
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０６号
京都府宇治市槇島町本屋敷51番地の１　グリーンタウン槇島306棟206号
債務者　畠中　尚美
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１１５号
京都市山科区勧修寺西金ケ崎244番地　ラルジュ西金ヶ崎103号
債務者　伊藤　龍也
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１１６号
京都府八幡市男山泉15番地１　ヒルサイドビレッジＣ302
債務者　小林かほり
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１２９号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地26―108
債務者　日置　明彦
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１３７号
京都府向日市寺戸町辰巳12番地の６
債務者　稲本　　智
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６９号
京都市中京区壬生松原町67番地、住民票上の住所京都市左京区高野清水町132番地13
債務者　金田　　敏
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１７６号
京都市山科区御陵四丁野町31番地２　クレイドル406
債務者　後藤　莉沙
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係